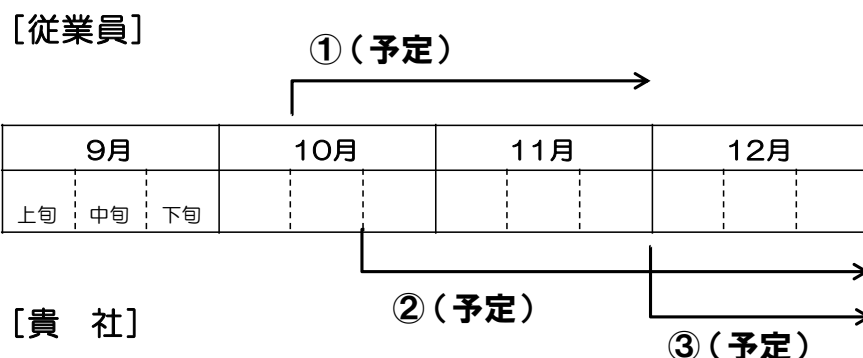


今回のテーマ：「マイナンバー制度が始まる その4」

マイナンバーの到着と収集等に関するスケジュール及びその留意点をお知らせします。



[従業員]

- ① 従業員の住民票所在地に「マイナンバー通知カード」及び「マイナンバーカード交付申請書」が世帯毎に簡易書留で届きます。住民票所在地と実際の住所が異なる場合は、9月中旬に住民票を異動されることをお勧めします。

[貴社]

- ② 貴社は従業員から本人及び扶養家族のマイナンバーを収集してください。(扶養控除申告書にマイナンバーの記載欄があります。)
 源泉徴収票など(法定調書)の税務書類には、平成28年分からマイナンバーを記載しますが、入力作業等があるので早めに収集されることをお勧めします。
 また、株主配当金や弁護士等への報酬、不動産の使用料等の支払調書(法定調書)にもマイナンバーを記載しますので、外部からもあわせて収集してください。
- ③ 給与計算や法定調書作成を当事務所に依頼されているお客様は、本年12月1日(火)からマイナンバー提供を受付させていただきます。
 受付に関する詳細は後日あらためてお知らせします。